

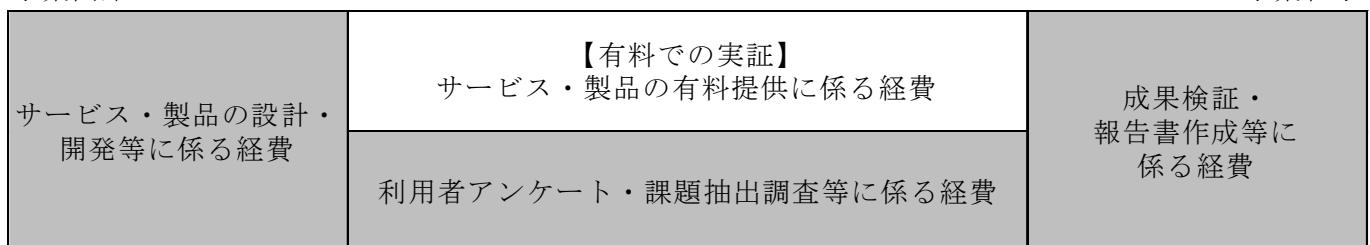
ヘルスケアビジネス事業化促進助成金 Q&A

No.	質問内容	回答内容
1	他の助成金を受けているが、申請は可能か。	本助成事業期間内に、同一の事業について、既にほかの助成制度等による助成を受けている経費については助成対象外です。
2	複数社のグループで事業を検討しているが、申請の際はグループ名等で提出してよいか。	グループで事業を実施する場合は、交付要綱に定める資格要件を満たす中小企業等が申請代表者となり申請してください。また、助成金は申請者宛に振り込み、複数社に分割して振り込むことはできません。申請前にグループで話し合って代表者を決めるなど、必要な調整を行った上で申請してください。
3	NPO 法人や社会福祉法人、大企業は、応募可能か。	NPO 法人や社会福祉法人、大企業は、交付要綱及び募集要項に定める中小企業者等に該当しないため、単独では応募できません。ただし、交付要綱に定める資格要件を満たす中小企業等が申請代表者となり、グループの構成員として本事業に参画することが可能です。
4	すでに実装している事業を組みなおして新規事業として立ち上げる場合は対象となるか。	対象となります。
5	「実証事業」と「事業可能性調査」の違いは何か。	「実証事業」は具体的なサービスや、サービス以前のソリューションのプロトタイプを提供してどのような反応・効果が得られるか検証する事業です。また、実証とともに製品・サービスの研究開発や販路開拓を行うことができます。 「事業可能性調査」は、「実証事業」を実施する前の段階で、実施を想定している事業の事業性があるかどうかを、アンケート調査・ヒアリング調査・市場調査などで、調査する事業です。また、ビジネスプランへの組み入れを検討している製品やサービスが健康の保持・増進などに効果があるかエビデンスを得るために検証や調査です。
6	本事業でアンケート調査等を行いたい。これに協力していただく方への謝礼品を渡すことは可能か。	協力を得た相手に対し、協力の負担相応の謝礼品を渡すことは可能です。ただし、謝礼品はあくまで本事業遂行上の協力を得た相手に対して謝意を表するためのものであることに留意してください。
7	本事業において設計・開発されたサービスや製品を事業期間中に有料で利用者へ提供することは可能か。	実証のために利用者へサービスや製品を有料で提供することは、差し支えありません。 ただし、有料で提供する場合は、その期間のサービスや製品の供給に係る費用を補助対象経費に計上できません。 なお、有料での提供前のサービス・製品の設計・開発やそれに付随する検討作業、有料サービス・製品に関する利用者アンケート調査の実施、課題抽出のための調査等のために必要となる費用については、助成対象経費に計上できます。（下図参照）

No.	質問内容	回答内容
8	直接人件費の証拠書類はどのようなものか。	直接人件費の証拠書類としては、賃金台帳、業務日報（従事者ごと、本事業への従事内容や従事時間が分かるもの）、出勤簿、時間単価算定の根拠となる規程類等の写し等です。いずれも実績報告時に御提出いただきます。
9	外部専門家謝金は金額をどう決めればよいか。	補助対象経費については、算出根拠から金額の妥当性などを確認しますので、事業者の謝金規程や招聘する専門家から見積もりを取りなど根拠を明示し、決定してください。

No. 7 参考図

事業開始 ————— → 事業終了



: 補助対象経費に計上できる費用